

川西市総合計画の策定等に関する条例の制定について

川西市総合計画の策定等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成24年2月22日提出

川西市長 大 塩 民 生

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の制定に伴い、総合計画基本構想の作成の定めが削除されたため本案を提出する。

## 川西市総合計画の策定等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について定める指針として川西市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(総合計画の策定)

第2条 市長は、計画期間を定めて総合計画を策定し、これに即して市政を運営しなければならない。

(総合計画の構成)

第3条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成されるものとする。

2 基本構想は、市民、市民公益活動団体及び事業者並びに市が共有する川西のまちづくりビジョンであり、将来都市像とそれを達成するための基本的な考え方を示すものとする。

3 基本計画は、基本構想で示された基本的な考え方にに基づき、具体的な施策を定めるものとする。

4 実施計画は、施策を実施するための具体的な事業を定めるものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、第2条の策定に関する重要事項について、川西市付属機関に関する条例（昭和52年川西市条例第3号）別表に規定する川西市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(総合計画との整合)

第5条 市長は、各施策分野における基本となる計画を策定するときは、総合計画との関係を明らかにして、整合を図るものとする。策定後における計画の変更についても同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

川西市総合計画基本構想の議決に関する条例をここに公布する。

平成24年3月27日

川西市長 大 塩 民 生

川西市条例第 19 号

### 川西市総合計画基本構想の議決に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、川西市総合計画基本構想を川西市議会(以下「議会」という。)の議決すべき事件とすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「川西市総合計画基本構想」とは、川西市総合計画の策定等に関する条例(平成24年川西市条例第 号)第3条第2項に規定する基本構想をいう。

(議会の議決)

第3条 市長は、川西市総合計画基本構想の策定、変更又は廃止をしようとするときは、議会の議決を経なければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 川西市総合計画審議会規則

平成13年6月11日

規則第37号

改正 平成16年 7月 1日規則第35号

平成20年 3月31日規則第18号

平成23年 3月31日規則第 9号

平成24年 3月30日規則第 9号

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)第3条の規定に基づき、川西市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、川西市総合計画策定に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員60人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表
- (3) 市内の事業者の代表
- (4) 市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

2 市長は、前項第4号に掲げる者を委員に委嘱しようとするときは、当該委員を公募し、別に定める方法で選考するものとする。

3 委員は、職務を遂行したと市長が認めるとき、又は委嘱に係る第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったときは、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、川西市総合計画の進行状況等を調査審議し、川西市総合計画策定に反映させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 前条第3項及び第4項の規定は、部会長及び副部会長の職務について準用する。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合政策部政策推進室政策課において処理する。

(公印)

第10条 公印は、次のとおりとする。

名称	寸法(センチメートル)	用途	個数	保管者
川西市総合計画審議会会長之印	方1.8	会長名をもってする文書	1	総合政策部政策推進室政策課長

2 公印の取扱いについては、川西市公印規則(昭和39年川西市規則第13号)の規定を準用する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会が定める。

付 則

(施行規則)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(川西市総合計画審議会規則の廃止)

2 川西市総合計画審議会規則(昭和57年川西市規則第30号)は、廃止する。

付 則(平成16年7月1日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年3月31日規則第18号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第9号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月30日規則第9号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 川西市総合計画審議会会議公開運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の会議公開の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議公開)

第2条 会議公開は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例(平成22年条例第16号)第10条の規定に基づき、附属機関等の設置状況及び会議の開催日時等の公表、会議の傍聴を認めること並びに会議録の公表等により行うものとする。

(附属機関等設置状況の公表)

第3条 総合政策部政策推進室政策課(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事項を記載した附属機関等の設置状況(様式第1号)を速やかに作成し、市政情報コーナーにおいて、閲覧の用に供するものとする。また、内容に変更があった場合も同様とする。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 事務局(担当課)
- (3) 設置の根拠
- (4) 設置年月日
- (5) 所掌事務
- (6) 委員数
- (7) 委員の任期
- (8) 委員の構成(選出基準)
- (9) 諮問答申事項等
- (10) 部会等の名称及び役割
- (11) 委員名簿

2 前項第11号の委員名簿は、役職等、氏名、選出基準等を記載するものとする。

(会議の開催日時等の公表)

第4条 会議の開催日時等は、事前に公表するものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項を記載した会議開催のお知らせ(様式第2号)を、会議開催日の概ね1週間前までに、市政情報コーナー及び川西市ホームページ等において閲覧の用に供するものとする。また、内容に変更があったときも同様とする。

- (1) 会議名(附属機関等名)
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 会議次第
- (4) 傍聴の可否予定及び傍聴を認めない場合又はその一部を認めない場合にあってはその理由
- (5) 傍聴定員(予定)
- (6) 事務局(担当課)

3 事務局が特に必要と認めるときは、開催日時等の川西市広報誌への掲載を市長に依頼することができる。

4 傍聴の可否については、会長が事務局と事前に協議して決定する。

(会議の傍聴をすることができる者)

第5条 何人も、会議の傍聴をすることができる。

( 会議の傍聴 )

第 6 条 会議は、原則として傍聴を認めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会議の議題が、川西市情報公開条例(平成 4 年川西市条例第 8 号)第 7 条第 1 項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、会議の傍聴を認めないものとする。
- 3 傍聴人の定員は、10 人とする。ただし、必要と認めるときは、これを変更することができる。
- 4 傍聴の受付は、会場で会議開催の概ね 30 分前から先着順に行う。ただし、受付開始時に定員を超える希望者があるときは、抽選等により傍聴人を決定するものとする。
- 5 「審議会の会議公開に係る傍聴要領」は、会場の見やすい場所に掲示するなど傍聴人への周知を図り、傍聴人はこれを遵守しなければならない。
- 6 会議の傍聴を認める場合においては、傍聴人に会議の議題を記載した会議次第及び必要に応じて会議資料等を配布するものとする。
- 7 その他、会議の傍聴に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

( 会議録の公表等 )

第 7 条 事務局は、会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した会議録(様式第 3 号)を作成するものとする。

- (1) 会議名( 付属機関等名 )
  - (2) 事務局( 担当課 )
  - (3) 開催日時及び開催場所
  - (4) 出席者( 委員・その他・事務局 )
  - (5) 傍聴の可否及び傍聴を認めなかった場合又はその一部を認めなかった場合にあってはその理由
  - (6) 傍聴人数
  - (7) 会議次第及び会議結果
  - (8) 審議経過( 主な発言要旨等 )
- 2 前項の規定により作成した会議録は、会議録に係る会議の開催日以後 1 箇月以内に会長の承認を得るものとする。ただし、特別の事情があると認めるときはこの限りでない。
  - 3 前項の承認を得た会議録については、速やかに市政情報コーナー及び川西市ホームページにおいて公表し、閲覧に供するものとする。
  - 4 川西市情報公開条例第 7 条第 1 項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、第 1 項第 8 号の審議経過の全部を公開せず、又はその一部を公開しないことができる。
  - 5 事務局は、必要と認めるときは、会議結果の川西市広報誌への掲載を市長に依頼することができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 6 月 5 日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。
- 2 川西市総合計画審議会会議公開制度運用要綱(平成 19 年 6 月 27 日制定)は、廃止する。

## 付属機関等の設置状況

項目	内容
付属機関等の名称	川西市総合計画審議会
事務局（担当課）	総合政策部政策推進室政策課(内線番号:2111)
設置の根拠	川西市付属機関に関する条例、川西市総合計画審議会規則
設置年月日	平成24年6月5日
担当事務	総合計画策定に係る重要事項の審議
委員数	22名（うち、女性委員数6名）
委員の任期	平成24年6月5日～平成26年3月31日
委員等の構成 （選出基準）	学識経験者、市民、市民団体、市内事業者
諮問答申事項等	川西市総合計画(基本構想)
部会等の名称及び役割	なし
委員名簿	別紙のとおり



# 川西市総合計画審議会委員名簿

平成 24 年 6 月 5 日現在

(敬称略、50 音順)

	委員氏名	役職等	選出基準	備考
1	上田 邦彦	川西市医師会副会長	市民団体等	
2	岡 英樹	市民	公募	
3	荻田 雅仁	川西市商工会理事	市民団体等	
4	小澤 良明	流域ネット猪名川幹事	市民団体等	
5	加藤 晃規	関西学院大学総合政策学部教授	学識経験者	
6	神田 榮治	兵庫県立大学客員教授	学識経験者	
7	金南 咲季	市民	公募	
8	斯波 康晴	市民	公募	
9	直田 春夫	NPO政策研究所理事長	学識経験者	
10	田中 淑子	国際ソロプチミスト川西理事	市民団体等	
11	土山 希美枝	龍谷大学政策学部政策学科准教授	学識経験者	
12	中井 成郷	川西市PTA連合会長	市民団体等	
13	中上 直人	川西市社会福祉協議会地域福祉チーム	市民団体等	
14	中村 信行	川西市防犯協会会長	市民団体等	
15	新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授	学識経験者	
16	福田 義久	川西市農業振興研究会長	市民団体等	
17	藤村 聡	阪急バス株式会社自動車事業部業務課	市民団体等	
18	堀田 啓子	川西市文化協会川西合唱連盟	市民団体等	
19	水口 充啓	川西市消防団長	市民団体等	
20	三井 ハルコ	NPO法人市民事務局かわにし副理事長	市民団体等	
21	横田 茂	能勢電鉄株式会社総務部長	市民団体等	
22	吉永 京子	川西市コミュニティ協議会連合会長	市民団体等	

## 川西市総合計画審議会の会議公開に係る傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川西市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、開催場所において、会議を傍聴したい旨係員に申し出た上、傍聴席に着かなければならない。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) はり紙、ピラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定める者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、会議における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、たすきの類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為はしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に審議会の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、傍聴を認めない旨の決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、審議会の会長又は委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年6月5日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。
- 2 川西市総合計画審議会の会議公開に係る傍聴要領(平成19年6月27日制定)は、廃止する。